（別紙）

随意契約理由書

件　　名	ユニットブレーキ試験機購入
契約の相手方	ナブテスコ株式会社
根　拠　法　令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

随意契約の理由

ユニットブレーキはブレーキ制御装置からの空気圧力を受けて、制輪子を車輪に押し付け車両を減速・停止・停止の維持を行う重要な機器である。

ユニットブレーキは消耗部品（ゴム、樹脂部品、ばね等）を含むため、全般および重要部検査の際には分解し消耗品の交換、各部品の洗浄、点検および給脂等の整備を行っている。

今回購入する試験機は整備後のユニットブレーキの性能及び機能を検査し、車両取付前にユニットブレーキの健全性を確認するための試験機である。

試験機はユニットブレーキの重量や出力を受けるため、堅牢な構造が必要であると共に、確実かつ効率よく検査を行わなければならない。

しかし詳細な検査手順や、検査のための制御プログラムは一般に公開されていないことから本試験機を製作できるのは、車両新製時にユニットブレーキを設計・製造すると共に試験機製作を行っている上記業者以外では製作できない。

担当部署（問合せ先）	交通局高速鉄道部地下鉄車両課車両係　　（電話番号　791-6582）